

平成十八年二月二十七日提出
質問第一〇八号

外務省の所掌事務に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の所掌事務に関する質問主意書

一 外務省の所掌事務に刑事裁判の傍聴が含まれるか。含まれるとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

二 二〇〇〇年以前に外務省が刑事裁判の傍聴のために外務省職員を派遣した事例はあるか。

三 二〇〇〇一年以降に外務省が刑事裁判の傍聴のために外務省職員を派遣した事例はあるか。あるとするならば、いかなる刑事事件に関し、いつ傍聴を行ったか。年月日を明らかにされたい。

四 外務省職員が刑事裁判の傍聴をした結果は、文書として記録されたか。記録された文書があるとするならば、その主管はどの課が行っているか。当該文書に秘密指定がなされているか。

五 二〇〇〇一年以降、外務省が速記専門家を雇い、刑事裁判の傍聴を行わせたという事実があるか。事実があるとするならば、それはいつか。速記専門家が作成した記録は外務省の公文書として保管されているか。当該文書には秘密指定がなされているか。外務省が速記専門家に支払った報酬はいくらか。速記専門家に対する支払いはいかなる予算区分よりなされたか。

右質問する。